ALL ABIKO
Athletics Club 会則

第１条（目的）

1 千葉県内の陸上競技の普及発展とともに、未来ある青少年の健全育成と将来、世界に貢献できる自立型人財の育成を目的とする。

2 小中学校の「部活動の地域移行」を推進していくための、陸上競技クラブである。

3 地域に貢献できる指導者を養成する。

第２条（会員）

・会員は千葉県内及び近隣都県に在住し、本クラブの目的に賛同し、陸上競技を愛好する小、中、高校生、大学生、社会人を以って組織する。

・クラブの拠点は、我孫子市とする。

第３条（指導及び活動日等）

1 指導は本クラブが委嘱したコーチがこれにあたる。

2 活動日は、当面は毎週土曜日の午前・午後のどちらかで３時間程度で実施する。※月予定を発行

活　動　日	午　前	午　後
毎週土曜日	☆小学４年生以上　8:00～11:00 ☆小学１年～3 年生 8:00～ 9:30	13:30～16:30 ※現在未実施

※小学１年～3 年生は、体力面を考慮して 90 分の活動を原則とする。

※中学校の部活動地域移行が具体的となり、平日でも活動が出来るようになった場合に活動曜日及び時間についてはその時点で設ける。

3 活動場所は我孫子市内諸施設、近隣陸上競技場、中学校(近隣を含む)、近隣大学 等

4 長期休業中の活動は別日程により事前に連絡する。

5 大会参加は、クラブ名で参加するか、学校名で参加するかは会員の選択とする。ただし、U13・U16 等の小中学校体育連盟主催以外の大会はクラブで参加する。

6 練習、大会参加は原則として現地集合、現地解散とし、送迎は保護者に委託する。例外の場合（県外大会等）もあり得る。その場合は事前に連絡する。

7 大会、合宿参加費は個人負担とする。エントリー後の不参加の申し出があっても返金はしないものとする。

第４条（会費）

1 クラブの会費は、月額 2,000 円からスタートし 7,000 円程度まで引き上げる。

令和８年度は　☆会費について…令和８年度は以下のように変更します。

＊入会金：2,000 円(5 月から入会の者)

＊活動費　　・高校一般：月額 3,000 円

・中 学 生：月額2,000円

・小 学 生：月額2,000円

※兄弟・姉妹での参加は考慮させていただきます。

＊集金について……集金日：集金月の第一土曜日とします。

・前期：6ヶ月分(4月～　9月)×6＝12,000円

・後期：6ヶ月分(10月～3月)×6＝12,000円

・年間：24,000円　※一括(年間)も可です。

2 退会の場合は、月割り換算で返金する。

第5条（資格喪失）

1 会員より申し出があり、クラブ代表が承認した場合。（様式は定めない）

2 本クラブに迷惑をかけた場合

3 事由なき会費未納が3ヵ月を越えた場合

第6条（会計）

本クラブの経費はALL ABIKO ATHLETICS CLUB（AAAC:ﾄﾘﾌﾟﾙｴｰｼｰ）規程第9条により運営する。

第7条（雑則）

1 計画により練習時間が変更になることがある。

2 体験入会は随時とする。

3 入・退会は随時可能とする。月の途中より入・退会した場合、月の途中であっても月謝の返金はしない。

4 スポーツ安全保険の加入を原則とする（各自）。活動中の怪我、病気については応急処置のみとし、医師等（整形外科、接骨院）の診察を必要とする場合は各家庭に連絡する。大会及び練習参加の為の自動車事故等は、その際の責任は本クラブにないものとする。

5 大会及びその他の行事参加費については、別途納入とする。

6 リレー・駅伝のオーダーは、クラブコーチが決定する。

7 中学生、高校生は学校の部活動との連携をとる。また、部活動のないクラブ会員は、所属する学校との連絡を密にとる。

8 活動を休む場合（1カ月以上）は、事前に「休会届け」を本クラブ代表に提出すること。（用紙規定し）その場合、会費は徴収しない。

第8条（会則の改正）

会則の改正は、会員及び保護者の意見を検討(参考)し、クラブスタッフが協議の上、決定する。

附　則

また、会則は2023年4月1日より実施する。

会費改正は2024年4月1日より実施する。

活動時間の改正第3条2は2026年4月1日より実施する。